

行財政改革大綱後期実施計画

実施事項名	市民と行政の役割分担の見直し			重点項目番号	1				
現状、問題点、必要性 (なぜやるのか)	【現状】 自治基本条例では、補完性の原則により市民が住民自治活動に参加することを目標としている。市が合併したが、事務事業は補完性の原則に則った見直しが行われていない。 【問題点、必要性】 市の施策や業務について、市民や市民団体に任せるしきみを構築する必要がある。 【現状の客観的な説明】 公的関与の考え方が整理されておらず、事務事業の見直しとなる論拠がない状態である。			番号	①				
				担当課(執行する課)	企画振興部 企画調整課				
				責任者名(執行責任者)	企画調整課 西岡幸彦				
				担当課電話番号	22-9620				
対象等(なにが、だれが)	市が行う事務事業			財政効果額(千円) (いくら削減されるのか、いくら収入増となるのか)	【金額】 【算定根拠】 ※本事業に係る直接的な削減額は記載できないが、事務事業の検証により見直しを行ったものについて、効果として公表をしていく。				
成果(対象がどうなるのか)	市の関与を明確にすることで、事務事業の見直しが促進される。								
実施する内容・目標数値 (対象を成果の状態にするために、何を、いつまでに、どのようにやるのか)	【実施内容】 「行政関与の基本指針」を策定し、総合計画策定等の計画策定や実施を促進する。 【目標数値】 《最終目標》「行政関与の基本指針」に基づき、事務事業の妥当性等を検証する。 《平成20年度の目標》「行政関与の基本指針」を策定する。 《平成21年度の目標》「行政関与の基本指針」に基づき、事務事業の妥当性を検証するしきみを構築する。 【目標の客観的な説明】 自治基本条例で、補完性の原則により、市民自らが住民自治活動についての認識、実践をすることが重要であるとしている。			特記事項	※補完性の原則…「家族や地域など小さな単位で可能なことはそれに任せ、そこでは不可能もしくは非効率なものを市町村や県、国などのより大きな単位が行う」という考え方				
	目標を達成するための活動指標(全体目標を達成するために個別に実施する項目) (何をどれだけやるのか)								
				行程表(いつまでにやるのか)					
				平成20年度		平成21年度		平成22年度	
				4月	10月	4月	10月	4月	10月
「行政関与の基本指針」を策定する。									
市民への周知を図る。									
「行政関与の基本指針」により事務事業の妥当性を検証するしきみを構築する。									
市が行う事務事業の妥当性を検証する。									